

## 郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業実施要綱

令和6年3月29日制定  
令和6年12月1日一部改正  
令和7年4月1日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症等高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の支援を図るため、成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を郡山市成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）として、予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 成年後見人等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 民法（明治29年法律第89号）第8条、第12条及び第16条に定める成年後見人、保佐人又は補助人

イ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条、第134条及び第143条に定める財産の管理者

(2) 成年被後見人等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 民法第8条、第12条及び第16条に定める後見、保佐又は補助開始の審判を受けた者

イ 家事事件手続法第126条、134条及び143条に定める成年被後見人、被保佐人又は被補助人になるべき者

(助成金の交付の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、成年被後見人等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 居住地に関し、次のいずれかに該当する者

ア 市内に住所又は居所のある者（法令等により他の地方公共団体が援護の実施者である者を除く。）

イ 市外に住所又は居所のある者のうち、法令等により本市が援護の実施者である者

ウ その他対象者の福祉を図るため、特に市長が必要と認める者

(2) 収入、資産等に関し、次のいずれかに該当する者

ア 現金、預貯金の合計額（以下「現金等合計額」という。）が60万円以下の者

イ 現金等合計額が60万円を超える者であって、当該合計額から60万円を超えた額を成年後見人等に対する報酬の支払に充てても、なお報酬の支払に不足が生じる者

(3) 成年後見人等が、配偶者又は4親等内の親族ではない者

(助成金の交付の対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、民法第862条（同法第876条の5第2項若しくは第876条の10第1項において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法第126条第8項（同法第134条第6項若しくは第143条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、家庭裁判所による報酬の付与の審判（以下「報酬の付与の審判」という。）により決定された、報酬の付与の対象となる期間（以下「報酬付与期間」という。）に係る成年後見人等に対する報酬の額（以下「報酬額」という。）とする。

2 助成金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市成年後見制度利用支援助成金交付申請書（第1号様式）に、家庭裁判所による報酬付与の審判に係る審判書の謄本の写し（以下「審判書」という。）及び家庭裁判所に提出した添付資料の写しを添付して、提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、審判書に記載されている審判日から3か月以内に行うものとする。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、第5条の申請書が提出されたときは、審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を郡山市成年後見制度利用支援助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者（以下「被交付者」という。）に助成金を交付することが困難である場合は、被交付者の成年後見人等に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部を返還させるものとする。

(調査報告等)

第9条 市長は、助成金の適正な交付を確保するために必要な限度において、申請者に対し書類の提出若しくは報告を求め、又は調査するものとする。

(成年被後見人等の死亡後の報酬の助成)

第10条 対象者が死亡した場合であって、報酬の付与の審判により決定された成年後見人等の報酬の額に当該対象者の遺留財産を充当してもなお不足が生じるときは、当該対象者の成年後見人等を対象者とすることができる。

2 前項の規定による対象経費は報酬額から当該報酬に充当することができる遺留財産の額を除いて得た額とし、助成金額の算定は第4条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により助成金の交付の対象とされた成年後見人等の助成金の交付の手続は、第5条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、廃止前の郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年8月1日制定）に基づきなされた助成金の交付の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に提出されている廃止前の郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の様式により作成された書類は、この要綱の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者	助成金の額	成年後見人等1人当たりの上限額	
		区分	備考
第3条第1項第2号アに該当する者	報酬額	・ 成年被後見人等が在宅（入院及び施設入所の期間の合計が90日以内の場合を含む。）の場合 1月当たり28,000円 ・ 成年被後見人等が在宅以外の場合 1月当たり18,000円	・ 上限額は、月を単位として算出する。 ・ 月の途中で場合の区分が変わったとき又は報酬付与期間の始期若しくは終期が月の途中であったときは、日割計算により上限額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を算出する。
第3条第1項第2号イに該当する者	報酬額の支払いに不足する額		

第1号様式（第5条関係）

郡山市成年後見制度利用支援助成金交付申請書

年 月 日

郡山市長

下記のとおり郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業実施要綱第5条の規定により助成金の交付を受けたいので申請します。

記

成年被後見人等 (申請者)	住 所	〒
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	実 際 の 居 所	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 在宅以外（施設等名称： ）
	生 活 保 護 受 給	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
成年後見人等	住 所	〒  電話番号 - -
	氏 名	印（又は自署）
	成年被後見人等 との 関 係	<input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 財産の管理者
交 付 申 請 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
交 付 申 請 額	円	

なお、助成金の交付の決定がなされたときには、次の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名		支 店 名 等	
口 座 種 別	普通・当座・その他( )	口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義 人			

市長申立て以外の方は、以下も御記入ください。

後見等開始申立人		成年被後見人等との関係	
後見等開始申立日	年 月 日	後見等開始審判日	年 月 日

